平成30年度第1回 液化石油ガス器具等関係基準分科会議事録

I. 日時: 平成30年10月4日(木) 10:00~12:00

Ⅱ. 場所 : 高圧ガス保安協会 第2会議室

皿. 出席者(敬称略、順不同)

主査: 小川

委員: 飯田、中村、加藤

事務局(KHK): 高橋、狩野、五味田

Ⅳ. 配布資料

資料1 液化石油ガス器具等関係基準分科会 委員名簿

資料2 平成27年度第1回 液化石油ガス器具等関係基準分科会 議事録(案)

資料3 液化石油ガス用器具等関係基準の改正及び廃止について

資料4 金属フレキシブルホース(接続金具を含む。)基準(KHKS 0715)の改正について

資料5 金属フレキシブルホース(接続金具を含む。)基準(KHKS 0715) 新旧対照表

資料6 ホースバンド基準(KHKS 0716)の改正について

資料7 ホースバンド基準(KHKS 0716) 新旧対照表

資料8 液化石油ガス用ガス放出防止器基準(KHKS 0719)の改正について

資料9 液化石油ガス用ガス放出防止器基準(KHKS 0719) 新旧対照表

資料 10 液化石油ガス用安全アダプタ基準(KHKS 0722)の改正について

資料 11 液化石油ガス用安全アダプタ基準(KHKS 0722) 新旧対照表

資料 12 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準(KHKS 0723)の改正について

資料 13 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準(KHKS 0723) 新旧対照表

資料 14 液化石油ガス配管用フレキ管(フレキ管継手を含む。)基準(KHKS 0727)の改正について

資料 15 液化石油ガス配管用フレキ管(フレキ管継手を含む。)基準(KHKS 0727) 新旧対照表

資料 16 液化石油ガス用対震遮断器設置基準(KHKS 0720)の廃止について

参考資料1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について(抜粋)

参考資料2 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令の運用について(抜粋)

参考資料3 液化石油ガス分野技術基準整備計画(平成31~35年度)(案)

Ⅵ. 議事

1. 事務局挨拶

開催に先立ち、事務局より挨拶があった。

2. 委員紹介等

事務局から、資料1に基づき委員の紹介を行った。また、規格委員会規程第16条第6項に基づき、小川主査より副主査として渡邉委員が指名されたことを報告した。

3. 定足数の報告

事務局から、本日の出席委員は 4 名(2 名欠席)であることを報告し、規格委員会規程第 14 条第 1 項で定める分科会の定足数を満たしていることを報告した。

4. 主査挨拶

議事の審議に先立ち、主査より挨拶があった。

5. 前回議事録(案)の確認について

資料 2「平成 27 年度第 1 回液化石油ガス器具等関係基準分科会 議事録(案)」について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6 名)の過半数の賛成(出席委員 4 名全員の賛成)により可決された。

6. 金属フレキシブルホース(接続金具を含む。)基準(KHKS 0715)の改正について

事務局より資料 4 及び資料 5 を用いて、金属フレキシブルホース(接続金具を含む。)基準(KHKS0715)の改正について説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行った ところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

接続金具を使用しない継手金具として考えられるのは、直接テーパねじに変換するものを想 定しているのか。

→フレア接続でなく、ろう付けでフレキシブルチューブにとりつける継手金具で、テーパねじ を有し器具等に接続金具を介さずに接続するものを想定している。

7. ホースバンド基準 (KHKS0716) の改正について

事務局より資料 6 及び資料 7 を用いて、ホースバンド基準 (KHKS0708) の改正について説明があった。

説明後、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準 分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

8. 液化石油ガス用ガス放出防止器基準(KHKS0719)の改正について

事務局より資料 8 及び資料 9 を用いて、液化石油ガス用ガス放出防止器基準 (KHKS0719)の 改正について説明があった。

説明後、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準 分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

9. 液化石油ガス用安全アダプタ基準(KHKS0722)の改正について

事務局より資料 10 及び資料 11 を用いて、液化石油ガス用安全アダプタ基準(KHKS0722)の改

正について説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく改正案について採決を行った ところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛 成)により可決された。

液化石油ガス用安全アダプタは現在製造されているか。

→現在製造はされていない。液化石油ガス用安全アダプタの使用に関しては、告示改正に 伴い該当箇所が削除されているが、平成34年4月1日まで経過措置が設けられているた め、当該期間が終了後に廃止することを予定している。

10. 液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準(KHKS0723)の改正について

事務局より資料 12 及び資料 13 を用いて、液化石油ガス用ガス漏れ警報遮断装置基準 (KHKS0723)の改正について説明があった。

説明後、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準 分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

11. 液化石油ガス配管用フレキ管(フレキ管継手を含む。)基準(KHKS0727)の改正について

事務局より資料 14 及び資料 15 を用いて、液化石油ガス配管用フレキ管(フレキ管継手を含む。) 基準(KHKS0727)の改正について説明があった。

説明後、当該資料に基づく改正案について採決を行ったところ、液化石油ガス器具等関係基準 分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

12. 液化石油ガス用対震自動ガス遮断器設置基準(KHKS0720)の廃止について

事務局より資料 16 を用いて、液化石油ガス用対震自動ガス遮断器設置基準(KHKS0720)の廃止について説明があった。

説明後、以下の意見交換等が行われた後に、当該資料に基づく廃止案について採決を行った ところ、液化石油ガス器具等関係基準分科会委員(6名)の過半数の賛成(出席委員4名全員の賛成)により可決された。

対震遮断器本体に係る基準というのは別に存在するか。

→液化石油ガス用対震自動ガス遮断器基準(KHKS0714)が存在している。

13. その他

審議した規格の改正案及び廃止案については、11 月上旬開催予定(日程未定)の液化石油 ガス規格委員会に上申することが確認された。

以上